

【期間】2月17日(月)～3月16日(月)

所得の申告時期となりました

～申告は正しく早めに!!～

2019年分所得の申告時期となりました。2019年1月1日から12月31日までの1年間の所得を申告してください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。相談会場・時間は17ページの一覧表のとおりですので、気軽に相談してください。

事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除を受ける方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

期限内に必ず申告を!

所得の申告は、所得証明書の発行、介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、福祉医療(乳児医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居の手続きなどに必要です。申告がないと、これらに関係する諸証明の発行などができませんので、期限内に申告をしてください。

必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談の前に「令和2年度市

市県民税・国民健康保険税の申告

申告の必要な方

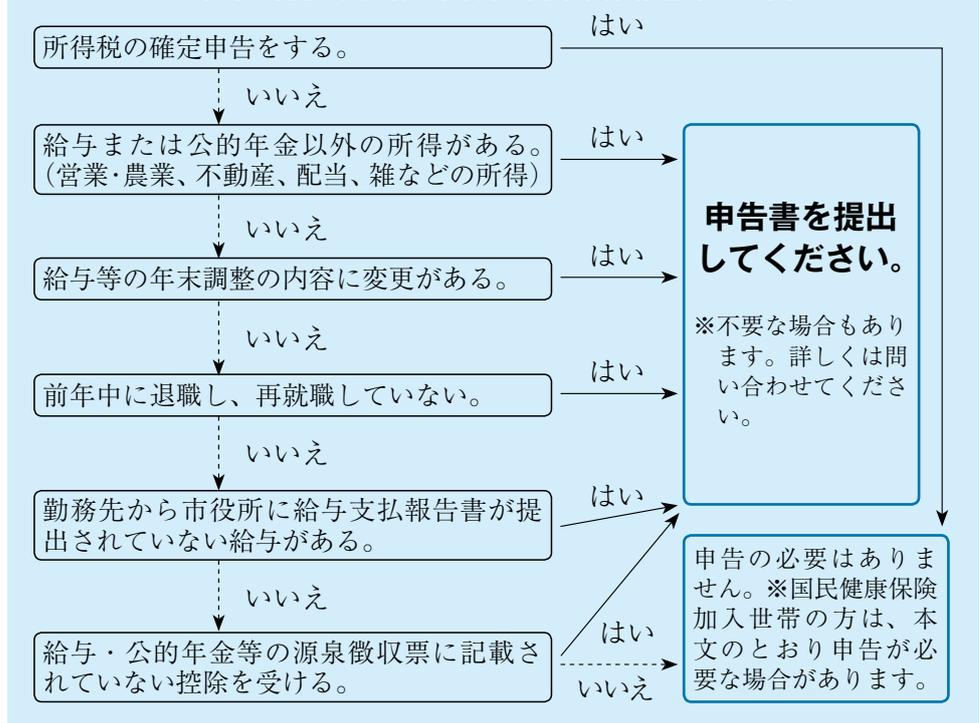
2020年1月1日現在、本市に住所があり、19年中に所得のあった次の方

- 給与・公的年金以外の所得がある方(営業・農業、不動産、配当、雑などの所得)
- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない給与がある方
- 雑損控除・医療費控除・寄附金控除など各種控除の適用を受けようとする方

申告の不要な方

- 所得税の確定申告をする方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて、他に所得がない方
- 収入が公的年金のみの方(ただし、源泉徴収票に記載されていない控除を受け

市県民税・国民健康保険税申告書提出の要否



る場合は申告が必要ですが、国民健康保険加入世帯の方で、申告が不要となる方で、あっても「低所得者軽減」の関係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります。

市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年、市県民税申告書を提出し、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。

給与所得以外の市県民税の納付方法

市県民税を特別徴収(給与から天引き)で納付する方で、給与以外の所得分を普通徴収(自身で納付)したい方は、確定申告書等への記載が必要です。

マイナンバー

申告書には、マイナンバーを記載してください。提出の際には、申告者の①②いずれかの確認書類の提示(原本)または提出(コピー)が必要です。
①マイナンバーカード(個人番号カード)※コピーの場合
②次のア・イ両方の書類
合は両面

ア	○通知カード ○住民票の写し(マイナンバー記載あり) などのうち、いずれか一つ
イ	○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証(保険証) ○パスポート ○身体障害者手帳 などのうち、いずれか一つ

申告相談会場一覧表

申告相談会場	2月										3月						受付・相談時間				
	17	18	19	20	21	25	26	27	28	2	3	4	5	6	9	10		11	12	13	16
	月	火	水	木	金	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火		水	木	金	月
豊岡税務署 別館1階	所得税の確定申告																【受付】 8:30~16:00 【相談】 9:00~受付分終了				
市役所本庁舎2階大会議室 城崎庁舎 竹野庁舎 日高庁舎 出石庁舎 但東庁舎	市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)																【受付】 8:30~16:00 ※午前は人数制限あり 【相談】 8:30~12:00 13:00~受付分終了				

※会場開設当初と申告期限間際は混雑が予想されます。

※市役所での午前相談分の受付は午前11時30分までですが、人数制限のため、早めに受付を終了する場合があります(夜間・休日相談も人数制限をします)。

※豊岡税務署の受付は午後4時までですが、混雑状況に応じて早めに受付を終了する場合があります。

相談	月日	相談会場	受付時間
夜間相談	2月21日(金)	本庁舎2階大会議室、城崎庁舎、竹野庁舎、日高庁舎、出石庁舎、但東庁舎	18:00~20:00(人数制限あり)
休日相談	3月1日(日)	但東庁舎	8:30~11:30(人数制限あり)

申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます!

【メリット】

○税務署に出向く必要なし

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。

○マイナンバーカードがなくてもe-Taxで申告できます!

ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することで申告が完了します。

※IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。

希望する方は、運転免許証などの本人確認書類を持って、税務署に来てください。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144